２０２３年１月から

難民旅行証明書の様式が変わりました!!

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(令和４年法務省令第３３号)により難民旅行証明書の様式が変更され、２０２３年１月から新様式での交付を開始しています。

①　日本旅券と同じサイズに変更・偽変造防止対策の拡充

- 機械読取式の旅券として推奨されている大きさ(**日本旅券と同じ**)に変更しました。
- 国際民間航空機関(ICAO)の定める国際標準に沿って**十分な偽変造防止対策を施した規格に変更**しました。

(表見返し頁)　　(１頁)

(査証頁)

②　身分事項及び顔写真の印字化・機械読取式で発行

- **身分事項**を手書きから**印字化**することとしました。
- 所持人の**顔写真**を直接貼付から**印字化**することとしました。
- **機械読取式**で発行することとしました。

P<JPNNYUKAN<<TAROU<<<<<<<<<<<<<<<<<<
A00000<<<1JPN990101M9901011<<<<<<<<<00

※なお、証明書発行機の故障等の理由により例外的に手書きで発行する場合があります。

【経過措置】旧様式の難民旅行証明書の効力については、その有効期限が経過するまでは引き続き有効です(同施行規則附則)。

ISA
Immigration Services Agency
出入国在留管理庁